

エコロジカル・デモクラシー財団 アドバイザー設置規程

(目的)

第1条 この規程は、エコロジカル・デモクラシー財団（以下「本財団」という）の定款を補足する細則として、本財団の事業の推進に必要な研究や調査、分析、提言を行うため、アドバイザーを設置する。

(任務)

第2条 アドバイザーは本財団役職員からの相談事項に対応し、各々の知見に基づき助言を行うものとする。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは理事または評議員が推薦し、理事会の承認を得て、代表理事が委嘱する。

(アドバイザーの権利)

第4条 アドバイザーは、理事会または各事業の運営会議等に出席し、助言を与えなければならない。但し議決権は有しない。

(任期)

第5条 アドバイザーの任期は1年とし、再任を妨げないものとする。ただし、次の各号いずれかに該当する場合、代表理事は、任期中においても解任することができる。

- (1) 自己の都合により解任を申し出た場合
- (2) 心身の故障により、任務の遂行に支障が有り、又はこれに耐え難いと認めた場合
- (3) アドバイザーとして必要な適格性を欠く場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、代表理事が不適格と認めた場合

(庶務)

第6条 アドバイザーの任務にかかる、調査、分析、提言を行うための庶務については、本財団の事務局が行なうものとする。

(費用)

第7条 本財団の事業の推進に必要な研究や調査、分析、提言を行うにあたり、費用が生じる場合は財団が負担するものとする。

(秘密保持)

第8条 本財団の理事および評議員とアドバイザーとの間で相互に開示する個人情報等の秘密情報について、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、秘密情報を第三者に漏洩し、または開示してはならない。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規定は2018年7月18日から施行する（2018年7月18日理事会決議）
- 2 2018年10月17日の理事会決議により一部改訂